

流域委員会の本サイトを興味深く拝読しております。気づいた点がございましたので、以下に意見を述べます。

#### 著作物の利用について

「一般からのご意見」の別紙資料で、新聞記事を掲載されている資料がいくつか見受けられます。これら新聞記事の転載に際して、著作権者である報道機関各社、および記名投稿記事の掲載の際の著者からの著作物利用許諾は得ておられるのでしょうか？

利用許諾を得ておられるならば、その旨を併記する必要があるでしょうし、もし、許諾なしで掲載されておられるならば、所定の手続きを踏むべきだと考えます。

些細なことかもしれませんが、行政機関が運営する委員会の公式サイトでもありますので、ご検討のうえ、善処いただけますようお願いいたします。